

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月31日
【会社名】	株式会社一六堂
【英訳名】	ICHIROKUDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柚原 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目 8 番 9 号
【電話番号】	03-3510-6116
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼財務経理部長 大木 貞宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目 8 番 9 号
【電話番号】	03-3510-6116
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼財務経理部長 大木 貞宏
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成28年5月27日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう規定の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

柚原洋一、横山幸一、大木貞宏及び浅田幸助の4氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

大森康生、寺澤正孝及び高崎満の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

高野力氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額300,000千円以内と定めるものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額100,000千円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、第5号議案で承認可決された報酬等の額とは別枠で、年額50,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割当てるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	62,187	662	-	(注)1	可決 96.8
第2号議案					
柚原 洋一	61,549	1,300	-		可決 95.8
横山 幸一	61,648	1,201	-	(注)2	可決 95.9
大木 貞宏	61,648	1,201	-		可決 95.9
浅田 幸助	61,648	1,201	-		可決 95.9
第3号議案					
大森 康生	62,119	730	-	(注)2	可決 96.7
寺澤 正孝	61,972	877	-		可決 96.4
高崎 満	62,122	727	-		可決 96.7
第4号議案					
高野 力	57,103	5,746	-	(注)2	可決 88.9
第5号議案	61,829	1,020	-	(注)3	可決 96.2
第6号議案	61,835	1,014	-	(注)3	可決 96.2
第7号議案	59,453	3,396	-	(注)3	可決 92.5

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上